事務連絡

令和３年１月８日

保護者の皆様へ

東村山市子ども家庭部長

瀬　川　　哲

（公　印　省　略）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を受けた

保育園等における対応について

日頃より当市の保育行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、皆様も報道等でご承知の通り、1月７日に国において緊急事態宣言の再発令が決定され、保育所及び放課後児童クラブ等については、各自治体に対し「感染防止策を徹底しつつ、原則開所していただきたい」との考え方が示されたところです。

　これを踏まえ、**市内保育園等においては、感染予防対策に万全を期すよう努めながら、今後も可能な限り運営を継続してまいります。**

しかしながら、新型コロナウイルスの感染が急速に拡大している局面にあり、集団保育の性質上感染リスクをゼロにすることは困難なことであることから、感染拡大の防止及びお子様の健康と安全をお守りいただくため、各ご家庭におかれましても十分にご留意いただき、引き続き感染拡大防止へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、市内において感染がさらに拡大するような事態となった場合には、国及び東京都の動向や感染状況等に留意しながら、今後登園の自粛を要請させていただく場合があります。また、市内保育園等において感染者が発生した場合には臨時休園とする場合があることにつきましても、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

【担当】

地域子育て課

℡：042-393-5111（内3263）